

令和元年5月30日

新潟市議会議長 佐藤 豊美 様

会 派 名 保守市民クラブ

代 表 者 名 水 澤 仁

経 理 責 任 者 名 平 松 洋 一



平成31年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、平成31年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
政務活動費	360,000	@30,000×12人×1月

2 支 出 (単位 円)



科 目	金 額	備 考
調査研究費	74	別紙のとおり
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
人 件 費	100,000	別紙のとおり
事 務 所 費	15,011	別紙のとおり
合 計	115,085	

3 残 額 244,915円





# 支 出 伝 票

会 派 名	保守市民クラブ	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/		
支 出 項 目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和1年5月21日				
支 出 金 額	74 円				
支 出 先	議会事務局総務課 課長 市島美咲				
使 途 内 容	コピー機使用料				
備 考	会派室用 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <math>148 \text{ 円} \times 1/2 = 74 \text{ 円}</math> </div>				
領収書貼付欄	(調査研究費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

領 収 書

保守市民クラブ 様

金148 円也

4月分 コピー機 使用料として  
上記のとおり領収いたしました。

1. 5. 21

令和 年 月 日

議会事務局総務課  
課長 市島 美咲













# 支 出 伝 票

会 派 名	保守市民クラブ	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年3月6日 から 平成31年4月5日				
支出年月日	平成31年4月24日				
支 出 金 額	1,582 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX回線使用料				
備 考	会派室用 3,164 円 × 1/2 = 1,582 円				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書 (東日本ご利用分)



NTTファイナンス株式会社

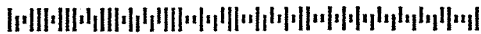
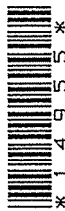
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 4月21日発行  
 発行会社 NTTファイナンス株式会社  
 料金センター  
 お問合せ先 0800-3330111 (無料)  
 【還付先】  
 〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本  
 -8691 郵便(特) 仙台東郵便局私書箱8号  
 社用コード J30021111001 15147 14955 00 D  
 61 001000 1 0 19040401D

951-8126  
 新潟市中央区学校町通1番町602-1

郵便区内特別

新潟市役所本館 5F  
 保守市民クラブ 様



019042101061971162

15147

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
025-228-1044	2019年 4月ご請求分	3,164円	2019年 5月 8日(水)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT東日本ご請求額 3,164円  
 (合計) 3,164円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
 各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。  
 ※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ \*\*\*

「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。  
 自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。  
 詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ」

(<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、  
 解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)]がかかります。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
 Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

電話料金等払込受領証  
 東日本ご利用分

ご請求先氏名  
 保守市民クラブ 様

お客様番号  
 [Redacted]

2019年 4月ご請求分  
 金額(円)  
 ¥3,164-

受取人  
 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
 0800-3330111

領 収 日 附 印  
 出納  
 第四期 新潟市役所(印)  
 31.4.24  
 8  
 収入印紙貼付欄



ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-228-1044				
◇NTT東日本ご利用分				
	2,938	2,650	回線使用料(基本料)(事務用) 3月6日~4月5日	合算
		69	ダイヤル通話料 3月6日~4月5日、なお前月分は404円でした。	合算
		2	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合算
		217	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分				
	226	210	ダイヤル通話料 2月6日~4月5日、0570	合算
		16	等をご利用の場合は、その料金を含む 消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇NTT東日本分(小計)				
	3,164	3,164	(小計)	
◇合計				
	3,164	3,164	合計	

<p>※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています</p> <p>【料金問合せ受付時間】 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます</p> <p>【ひかり電話ご利用のお客様へ】 ご利用の電話番号は本内訳書「ひかり電話(基本料)」の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。</p>
--	--

J30021111001 15147 14955 00 C

# 支出伝票

会 派 名	保守市民クラブ	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	2		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和1年5月22日				
支 出 金 額	4,484 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	フレッツ光利用料				
備 考	会派室用 $8,968 \text{ 円} \times 1/2 = 4,484 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

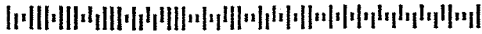
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書 (東日本ご利用分)

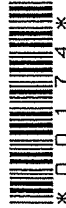
951-8126  
新潟市中央区学校町通1番町602-1

郵便区内特別

新潟市役所本館東棟5階  
保守市民クラブ様



019052101043925198



00174

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 5月19日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3330111 (無料)  
[送付先]  
〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本  
-8691 郵便(株) 仙台東郵便局私書箱8号  
社用コード J20021111003 00174 00174 00:D  
61 000000 1 0 19050301D

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
[REDACTED]	2019年 5月ご請求分	8,968円	2019年 5月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT東日本分ご請求額 5,778円  
NTTファイナンス分ご請求額 3,190円  
(合計) 8,968円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。  
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ \*\*\*

「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。  
自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。  
詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ」  
(<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。  
なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、  
解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)]がかかります。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

電話料金等払込受領証  
東日本ご利用分

ご請求先氏名  
保守市民クラブ様

お客様番号  
[REDACTED]

2019年 5月ご請求分  
金額(円)  
¥8,968-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3330111

領 取 日 附 印  
出納  
第四期決算  
1.5.22  
8  
収入印 支払印


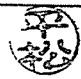
ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT東日本ご利用分			
5,778	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリHS) 4月1日～4月30日: お客様さまID [REDACTED]	合算
	100	発行手数料 本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合算
	50	収納手数料 本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合算
	428	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇NTT東日本分 (小計)	5,778	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	3,190	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: [REDACTED] NTTコミュニケーションズご利用分	非対象等
◇合計	8,968	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

<p>※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています 【料金問合せ受付時間】 午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます 【ひかり電話ご利用のお客様へ】 ご利用の電話番号は本内訳書「ひかり電話(基本料)」の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(N.T.T東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。</p>
--	---

J20021111003 00174 00174 00 D

# 支 出 伝 票


会 派 名	保守市民クラブ	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	3		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年3月21日 から 平成31年4月20日				
支出年月日	令和1年5月24日				
支 出 金 額	7,603 円				
支 出 先	株式会社 ワコーeサポート				
使 途 内 容	コピー使用料				
備 考	会派室用(手数料込) 15,206 円 × 1/2 = 7,603 円				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

※ 振替用紙

住信カード

お取引明細書

お取引日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
01-05-24	281	26	N				199	振込
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円
	2	4	2	2				
お取引金額							手数料	お取引後元帳残高
¥15,098							¥108	
ご案内		* お振込明細 *					OB0199	
お振込先		 (カ)ワコーサポート オオタ タタヒロ 様 ご依頼人 ニイカ タシキ カイ ホシユミンクラブ 様 TEL025-228-1000					13:12	
							印紙税申告納付につき新潟	

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。  
 ●ご利用のお客様へ  
 ○ご利用の日および時刻により当行所定の手数料(含消費税)を手数料欄記載のとおりお支払いいただいております。  
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

印紙税納付の必要がない場合は  
 \*印で消しております。  
 裏面のご案内をあわせてご覧ください。





本契約書成立の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名、押印の上各1通を保有するものとします。

平成 27年 5月 7日

新潟市中央区  
学校町通1番町602番地1

甲

保身市民クラブ 代表 阿部 松 雄

乙

新潟市東区東明1丁目1番地13  
株式会社ワコーeサポート  
代表取締役 中野 幸 雄

### チャージ料金表

※モノカラー2色単価については  
最低料金 2,000 円。(料金請求額が左記料金の2倍に達しない場合に適用されます。) 現在20,000円

枚数	単価	枚数	単価	枚数	単価	枚数	単価
1枚～	35.0 円/枚	35.0 円/枚	22.0 円/枚	6.0 円/枚			
枚～	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚			
枚～	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚			
枚～	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚			

トナー: ●トナー込み ○トナー別売り 商品名: / 円  
 カウンター数値確認方法: ●遠隔通信機能による確認 ○電話又はFAXによる読み取り依頼確認 ○訪問確認  
 カウンター数値確認日: 毎月 日 支払日: 日 支払い方法: 現金振込

#### 特約事項:

ミスコピー・テストコピーについては、下記要項のいずれかにて使用枚数より減数します。

○乙が機械の点検、調整等の際テストコピーのために加算したカウンター数値及び不良コピーが発生した場合は

乙が不良コピーの現物を確認し乙の責任と認められたもの

○使用枚数算出時、使用枚数より一律 %

●チャージ料金により、減数しない

#### 計算方法

1. チャージ料金の計算は機械1台毎に行います。
2. カウンター数は 1 か月毎に乙指定の様式にて算出します。
3. 確定した使用カウンター数に単価を乗算します。

※消耗品及び役務に関しては別途消費税を申し受けますので御了承下さい。

### 契約対象機器

機番	機種名	設置場所	契約日
C220		新潟市議会議員会館 保身市長クラブ	新潟市中央区学校町通1番町602-1 新潟市役所内5F
			平成23年8月22日

# コニカミノルタ チャージシステム契約書

新潟市議会議員会派、保守市民クラブ(以下甲という)

株式会社ワコーサポート(以下乙という)は、保守契約に関し、下記の通り契約致します。

## 第 1 条 (目的)

本契約書は、乙が甲又は甲の指定する裏面記載の使用人(以下、甲指定使用者という)に対してチャージシステムを提供し、甲がこれに対する対価(以下「料金」という)を乙に支払うことを目的とします。

## 第 2 条 (チャージシステムの定義)

チャージシステムとは、裏面記載の仕様(以下、仕様という)を裏面記載の設置場所において使用し、乙所定のサービス提供において各種の適切な操作方を指示するとともに装置が正常、且つ良好な状態で稼働するように第 3 条所定の保守サービスを行い、乙が必須と認めるときは、以下に定めるものを供給、交換することとします。  
① トナー及びトナーの供給、感光体、現像剤(スターター、デベロッパ)、消耗部品の供給、交換及びトナーの供給。  
② トナー別売りの場合、感光体、現像剤(スターター、デベロッパ)、消耗部品の供給、交換。

## 第 3 条 (仕様の保守サービス)

乙は、装置が正常に稼働し得るように技術員を派遣し、所定の点検、整備等の保守サービス(以下、保守サービスという)を実施します。  
2. 保守サービスの実施は、全て乙所定の営業時間内に限られ、所定の営業時間外に作業を実施したときは、乙は甲に対し別途、所定の料金を請求できるものとします。  
3. 本契約書、裏面記載による設置場所の変更が生じ、乙のサービス実施距離が現状より遠方となり、保守サービスの負担となったとき、乙所定の料金を甲に対し別途、請求できます。  
4. 乙は、保守サービス実施時に交換した消耗品類等を、無償で引き取る事ができます。

## 第 4 条 (仕様の変更場所と移動)

装置の設置場所は、裏面記載の所に記載する場所とします。  
2. 甲は仕様書、前項に定める設置場所以外に移動することを希望するときは、予め乙の承認を得るものとします。この場合、装置の移動は乙又は乙の指定する者が実施し、乙はこれに要した費用を甲に請求できるものとします。

## 第 5 条 (感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)の扱い)

感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)の交換は、コピー出力品質維持のため、乙の技術員に基づき、必要と認められたときとします。但し、感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)は乙が甲に貸与するものであり、所有権は乙に帰属します。  
2. 甲が本契約書の期間満了及び解約(甲の希望する廃棄・下取り・売却等の処分を含む)を希望するとき、事前に文書でその旨を通知するものとし、当該解約のとき感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)を乙は直ちに引き取る事ができ、甲は乙に返却しなればなりません。

## 第 6 条 (感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)、トナー及び用紙等の規定)

甲又は甲指定使用者は、装置の使用にあたり、乙が指定する感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)及びトナーを使用します。  
2. 甲又は甲指定使用者は、装置の使用にあたり、乙の提供する用紙、又は乙が定める規格に適合した用紙を使用します。但し、甲又は甲指定使用者が乙の提供する用紙以外の用紙の使用を希望するときは、甲は事前に乙に相談します。

## 第 7 条 (チャージシステムの適用除外)

乙は、下記事由による故障については、チャージシステムの適用除外とし別途料金を甲に対し請求でき、又装置の稼働が正常なときは、チャージシステムの提供を乙は中止することができます。  
① 取扱い上の不注意及び使用の甲又は甲指定使用者の責に帰する事由による故障。  
② 火災、天災、盗難、その他不可抗力による故障。  
③ 乙の認定する者以外による改造、分解、修理による故障。  
④ 乙の認定する以外の感光体、現像剤(スターター、デベロッパ)及び消耗品類の使用、並びに乙が定める規格外の用紙の使用による故障。  
⑤ 乙に無断での装置の設置場所の移動による故障。  
⑥ その他、根拠に起因しない故障や甲又は甲指定使用者の責に帰する事由により生じた故障。

## 第 8 条 (料金と料金改定)

本契約書に基づき乙が甲に請求する料金は、裏面記載のチャージ料金表の通りとし、仕様 1 台当りのカウンター数値から算出される 1 ヶ月当りの使用コピー出力カウント、FAX 受信出力カウント、パソコンからのプリント出力等に応じて計算します。  
2. 料金には用紙代は含まれません。  
3. 料金は改定されることがあります。この場合、乙は甲に料金改定日の 30 日前までに文書によって通知するものとします。

## 第 9 条 (カウンター数値の確認方法)

装置のカウンター数値の確認方法は裏面記載のとおりとします。  
2. 遠隔通信機能によるカウンター数値確認方法を採用し、甲又は甲指定使用者の既設電話回線又はインターネット回線を使用する場合、甲はこれに同意し協力します。  
3. 遠隔通信機能によるカウンター数値確認方法以外を採用する場合、甲は、甲又は甲指定使用者の管理下においてカウンター読取責任者を定め、以下の業務を遂行させるものとします。  
① 乙からカウンター数値の読み取り依頼があったとき、カウンター数値の読み取り業務及び当該数値の乙への連絡業務。  
② 乙から請求を受けたカウンター数値と読み取ったカウンター数値の照合業務。  
③ その他カウンター数値の確認に関する業務。  
4. 乙はカウンター数値確認をカウンター読取者に委任でき、甲は同意なく同意します。

## 第 10 条 (料金の計算)

料金の計算は、チャージ料金表に定めるカウンター数値確認日の翌日から翌月の稼働日までを 1 ヶ月として計算します。但し、本契約書稼働日におけるカウンター稼働日から翌月の稼働日まで 1 ヶ月に満たないとき、又は本契約書終了時において、最終稼働日の翌日から終了日までの期間が 1 ヶ月に満たないときも、料金の適用は裏面記載の料金表のとおり 1 ヶ月と看做し、計算するものとします。

## 第 11 条 (料金の支払い)

乙は、料金を法令所定の期日までに甲に請求します。  
2. 甲は、乙からの請求後、裏面記載事項に定める料金の支払日に乙に支払うものとします。支払方法は裏面記載事項に定められます。  
3. 本契約書が理由の如何を問わずに終了したときは、甲は乙が行うカウンター数値の最終確認に異議なく協力し、前項に従い料金を支払うものとします。尚、甲又は甲指定使用者の責に帰すべき事由により乙が最終確認をし得なかったとき、甲は乙所定の計算方法により算出された金額を直ちに乙に支払うものとします。

## 第 12 条 (通信端末の扱い)

乙は、装置の届貨及びカウンター読取等管理のみ、通信端末を本契約書稼働時に無償で甲に貸与します。  
2. 通信端末の所有権は乙に帰属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理します。又、本契約書に対象となる装置以外の機器に転用してはなりません。  
3. 本契約書稼働日から原則 5 年間の終了又は解約(甲の希望する廃棄・下取り・売却等の処分を含む)により終了したときの通信端末については、乙は直ちにこれを引き取る事ができ、甲は乙に返却しなればなりません。

## 第 13 条 (コピーサービスの利用)

甲又は甲指定使用者がコピーサービスを目的として当該機器を利用するときは、甲は乙の文書による承諾を得て本契約書を締結します。又、併用の利用も同様とします。

## 第 14 条 (リース)

甲は、チャージシステムの提供を前提として 2 年以上受けている機器について、スポットシステムへの切替を行うことができます。  
丙. このとき甲は、チャージシステムによって提供された感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)を乙に返却し、甲は、新たに感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)を乙より購入するものとします。

## 第 15 条 (中途解約)

甲が本契約書の解約を希望するときは、契約希望日の 2 ヶ月前に文書にて相手方に予告通知します。

## 第 16 条 (期限利益の喪失)

甲が下記各号の一に該当する事由が生じたときは、甲は当然に期限の利益を失い乙は何等の通知、催告を要することなく直ちに本契約書を解除することができます。このとき、甲は乙に対し料金及び債務全額を即時に支払うものとします。又、本契約書の解除は、乙は甲又は甲指定使用者に対して用紙及びトナー、消耗品類の供給、保守サービスをしません。  
① 甲が本契約書に基づく料金の支払いを遅滞又は停止したとき。  
② 甲が本契約書に一つでも違背したとき。  
③ 甲又は甲指定使用者が第三者により強制執行、保全処分、若しくは差押処分を受け又はそのおそれがあるとき。  
④ 甲が第三者に譲出した手形又は小切手を不渡りとしたとき。  
⑤ その他、信用を著しく喪失したと認められるとき。  
⑥ 本契約書以外の甲の乙に対する債務を乙の催告期限内に履行しないとき。

## 第 17 条 (権利義務譲渡の禁止)

甲は本契約書により生じた一切の権利又は義務を乙の文書による承諾なくして第三者に譲渡又は使用させてはなりません。

## 第 18 条 (有効期間)

本契約書の有効期間は稼働日から 2 年間とし、契約期間満了日より 3 ヶ月前に一方より相手方に対して終了の通知をしないときは、本契約書は 1 年間更新され以後も同様とします。但し、原則として有効期間は、おじり本契約書稼働日より 5 年間とします。  
2. 6 年目以降の契約更新については、装置の耐用可能性を検討するうえ両者協議します。但し、使用状態が著しく苛酷で品質保証が困難であると乙が判断したものは除外します。  
3. 6 年目以降の料金は、別途定めた料金とします。  
4. 本契約書の最長期間は、原則として本契約書稼働日より 7 年間を基準とします。

## 第 19 条 (遅延損害金)

甲は、本契約書に基づき負担する債務の一切を支払期日に遅滞したときは、遅滞の日から支払済みに至る迄、年 7% の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

## 第 20 条 (損害賠償)

甲又は甲指定使用者が本契約書に違背若しくは故意、過失によつて通信端末、感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)に損害を与えたとき、乙はその賠償を甲に請求できます。

## 第 21 条 (不可抗力による免責)

乙の責に帰することができない事由及び労働争議等で、契約の一部又は全部の履行遅滞、履行不能が生じたとき乙はその責任を負いません。

## 第 22 条 (秘密の保持)

甲、乙は本契約の履行にあたり知り得た他の当事者の技術または業務上の秘密に属する事項を、本契約期間中および契約終了後も第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

## 第 23 条 (合意管轄)


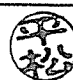
本契約書に関する一切の争訟については、乙の本社所在地を管轄する裁判所とするを甲は承諾します。

## 第 24 条 (協議変更の原則)

本契約書に規定事項なきときは、甲、乙協議変更を旨とし、当事者協議の上、解決します。

以上

# 支 出 伝 票

会 派 名	保守市民クラブ	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	4		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月6日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和1年5月24日				
支 出 金 額	1,342 円				
支 出 先	NTTファイナンス株式会社				
使 途 内 容	FAX回線使用料				
備 考	会派室用 $3,222\text{円} \times 25/30 = 2,685\text{円}$ $2,685\text{円} \times 1/2 = 1,342\text{円}$				
領収書貼付欄	(事務所費)				

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書 (東日本ご利用分)

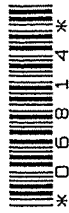
951-8126  
新潟市中央区学校町通1番町602-1

郵便区内特別

新潟市役所本館東棟5階  
翔政会 様



019052101056708641



07079

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 5月21日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3330111 (無料)  
[還付先]  
〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本  
-8691 郵便(株) 仙台東郵便局私書箱8号  
社用コード J30021211001 07079 06814 00 D  
61 000000 1 0 19050401D

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
025-228-1044	2019年 5月ご請求分	3,222円	2019年 6月 5日(水)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT東日本分ご請求額 3,222円  
(合計) 3,222円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。  
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ \*\*\*

「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。  
自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。  
詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ」

(<https://flets.com/customer/contact.html>) をご確認ください。

なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、  
解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)]がかかります。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

電話料金等払込受領証  
東日本ご利用分

ご請求先氏名  
翔政会 様

お客様番号  
[REDACTED]

2019年 5月ご請求分

金額(円)  
¥3,222-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3330111

領 収 日 時 印  
1.5.24  
8  
収入印紙貼付欄

ご請求内訳 (お客様番号 XXXXXXXXXX)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆025-228-1044 ◇NTT東日本ご利用分			
3,222	2,650	回線使用料(基本料)(事務用) 4月6日~5月5日	合算
	332	ダイヤル通話料 4月6日~5月5日。なお前月分は69円でした。	合算
	2	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合算
	238	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計			
3,222	3,222	合計	

※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています  
 【料金問合せ受付時間】  
 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます  
 【ひかり電話ご利用のお客様へ】  
 ご利用の電話番号は本内訳書「ひかり電話(基本料)」の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

J30021211001 07079 06814 00 D